

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年6月18日（木）

午前9時58分～午前10時26分

開催場所：会議室302

1 播磨中学校屋内運動場大規模改造工事について

播磨中学校屋内運動場大規模改造工事について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨中学校屋内運動場は、昭和51年2月の竣工以降、平成20年に耐震補強工事を実施し、それ以外の改修は行っていないため、令和9年度に屋内運動場の全面改修工事を実施することとし、令和8年度は実施設計を行う。令和8年2月24日に入札を行い、令和8年3月3日に、株式会社アートテックと1,329万9,000円で契約した。

このたび、事業者から改修図面が示され、改修に当たり設備の長寿命化はもちろん、学校からの要望も反映している。

屋内運動場の全面改修と周辺の外構工事、また同時に正門門扉の更新と生徒用駐輪場の新築工事を実施する。

改修内容は、老朽化対策として、屋根の全面張り替え、外壁の全面補修、内壁・床の張り替えを行う。床については、耐久性に優れた弾性塩ビシートを使用する予定である。また、バリアフリーに配慮し、体育館正面側アプローチにスロープを新設する。玄関の出入口は、幅広のスライドドアに改修し、内部との段差をなくす。

玄関を入って右側には、現在、事務室、男女トイレ、男女更衣室があるが、倉庫、男女トイレ、オストメイト用設備を設けたバリアフリースイートイレに改修する。また、現況2階にある放送室を1階舞台袖に配置し、放送音響機器を更新する。

あわせて、部活動の地域展開が進み、放課後にクラブ活動場所への移動に自転車を使う生徒のため、南校舎沿いに、生徒用駐輪場100台分を整備する。

【主な質疑応答】

Q 今回、断熱効果を上げる工事の考えは。

A 体育館の床について、今まではフローリングを使っていた。フローリングの問題点として、ワックスを塗ると乾燥等で床にささくれが発生し、競技中に足をけがする事例が全国的にあった。今回、塩ビ製の弾性シートの使用を予定しており、ささくれが発生しないという利点がある。シートの下には断熱スポンジ層があり、保温性がよく断熱効果も一定程度ある。

また、災害時の避難所で使用する場合に対しても、床が冷たいのを少し抑えられると考えている。

2 蓮池小学校南校舎大規模改修工事について

蓮池小学校南校舎大規模改修工事について、所管する教育総務課より、説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

蓮池小学校南校舎については、昭和52年5月の竣工以降、平成14年度に耐震補強工事を実施しているが、それ以外の改修は行っていないため、老朽化が進んでいる。良好な教育環境を確保するため、令和9年度から令和10年度にかけて、南校舎の全面改修工事を実施することとし、令和8年度は実施設計を行っている。

令和8年2月24日に入札を行い、令和8年3月3日に、株式会社アートテックと1,919万5,000円で契約した。

このたび、事業者から改修図面が示され、改修に当たり設備の長寿命化はもちろん、学校からの要望も反映している。

令和9年度、令和10年度の2年間で、南校舎の全面改修と南校舎周辺の外構改修工事、外構フェンスの改修工事を実施する。

校舎の1階児童用玄関には、スロープをつけてバリアフリー化を行う。現況の相談室、印刷室、放送室、事務倉庫を改修後は、用務員室、放送室、印刷室とする。職員室の左、校長室は来客対応にも使用することから、スペースを拡張する。職員来客用トイレは、新たにオストメイト用設備を設けたバリアフリースイートイレを設置し、男女トイレについては、洋式化を行う。現況の更衣室等の場所は保健室に改修し、校舎外から入ることができる入り口も新たに設置する。2階については、一番左側の普通教室を1階に配置していた男女更衣室や休憩室に改修する。3階については、トイレ右側の普通教室は第2保健室として利用してきたが、1階の保健室を拡張するので、改修後は普通教室として使用できるように改修する。また第2音楽室についても、普通教室としても使用できるような改修を行う。

トイレの改修については、各階にバリアフリースイートイレを設置し、1階にはオストメイト対応設備を設け、2階以降の児童用男女トイレについては、男女別にあった手洗いを前室に配置することでスペースを確保している。

【主な質疑応答】

Q 1階入り口のスロープの設置について、勾配が12分の1と基準どおりになっている。車椅子だと介助があればいいが、自分で登ったり、電動車椅子なら15分の1や20分の1ぐらいの勾配が推奨されている。使いやすさという視点から、勾配を工夫する考えは。

A 勾配に関しては最低限、兵庫県福祉のまちづくり条例の基準どおりで行ってい

る。この学校は、屋外から屋内に入る高低差が高い特性があるため、スペース的に難しいが、既設の障害物がないか確認しながら、どのくらい延長できるのかなど検討して、可能な限り対応したい。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和8年6月18日（木）

午前10時39分～午前11時29分

開催場所：会議室302

1 民生委員・児童委員制度について

民生委員・児童委員制度について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援へつなぐ「身近な相談役」である。また、少子高齢化や地域課題の複雑化・多様化が進む中、住民と行政をつなぐかけ橋として、地域にとって必要な存在であり、児童福祉法により、全ての民生委員が児童委員を兼ねている。

近年は、児童虐待、不登校、貧困、ヤングケアラー、発達特性への支援など、子供や家庭を取り巻く課題が複雑化しており、地域の身近な相談相手として、行政や学校、福祉機関との橋渡しを行い、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを支える重要な役割を担っている。

資格や条件については、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員で、無報酬のボランティアになるが、活動に必要な交通費や電話代などの支給はある。任期は3年で再任も可能である。免許や資格は不要で年齢は18歳以上の方となっているが、播磨町では、1期目は18歳以上75歳未満の方としている。

それに加え地元自治会に推薦を依頼する際は、地域の実情を把握している方、地域活動やボランティア活動などに理解がある方を推薦いただけるようお願いしている。主任児童委員については、上記に加えて、児童福祉に関する知識や経験がある方を健康福祉課が直接依頼をしている。

民生委員・児童委員の役割は、住民の相談支援、見守り活動、関係機関へのつなぎ役、福祉活動への協力、定例会や研修会への参加である。

担い手不足解消に向けた取組として、欠員地区の自治会との情報交換、民生委員・児童委員活動の情報発信や周知啓発、民生委員活動の効率化と負担軽減として、仕事をしながら民生委員活動をしてくださっている委員も増えているので、民生委員の業務の整理、民生委員が相談を抱え込まないよう、町の保健師などの専門職との情報交換による支援の充実、ICTを活用した事務負担の軽減と情報共有の円滑化を検討している。

【主な質疑応答】

Q 担い手不足解消に向けた取組で、民生委員・児童委員の業務の整理とあるが、仕事の分別をするのか。

A 心配事や困り事を民生委員・児童委員に解決してもらうのではなく、適切なところにつないでいただくということである。最終的な解決に向けての制度の説明や支援は町の専門職や福祉事務所が行うというように役割分担をしっかりと行うことで負担に感じられないよう支援する。

また、日々の活動の中で困ることや、質問を受けるような内容については、活動のQ&Aというものを作成して全ての民生委員に配っている。

Q 活動の効率化や負担の軽減などを考えると、定例会が第1木曜日という平日に開催しているのは、仕事をしている人にとっては無理があるので、時間帯なども変えていく考えは。

A 開催日程については、民生委員・児童委員の皆さんが出席しやすい日程など、アンケートをとりながら活動しやすい、出席しやすい日程を探していこうとしているところである。

Q 民生委員・児童委員の担い手不足は全国的に問題となっているが、他市町での担い手不足が解消した事例は把握しているのか。

A 事例集があるのでそちらに掲載されている成功事例等を参考にしていきたい。また、民生委員・児童委員自体について、三田市で作成された啓発のための資料や映像なども参考にしながら、民生委員・児童委員というものを町内の方々に広く知ってもらえるように取り組んでいきたい。

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和8年7月9日（木）

視 察 先：京都府精華町

視 察 目 的：字幕表示システムC o t o p a tについて

精華町概要：

精華町は、京都府の南西端に位置し、併せて日本そして近畿圏のなかで、ほぼ地理的中心に位置している。西部と南部はなだらかな丘陵、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が流れている。年間の平均気温は約15度で、温暖な気候に恵まれている。人口は令和8年6月1日時点で3万5,433人である。

視 察 内 容

精華町は、令和7年4月から役場総合窓口において、字幕表示システム「C o t o p a t」の運用を開始している。

字幕表示システム導入の目的と背景、システムの概要などの説明を受け、実際に窓口でどのように使われるのかなどを視察した。

「C o t o p a t」とは、発話した音声を認識して透明のスクリーンに文字を表示するシステムである。

また、約130か国語に及ぶ言語翻訳機能を備えているため、日本語が話せない方や言葉が聞き取りにくい方などが安心して窓口を利用することができる。

「C o t o p a t」の詳細は、音声をリアルタイムで認識し、字幕として表示する。文脈から同音異義語や区切りを適切に補正し、変換精度の向上を図っている。

また、会話に合わせて図解や動画をスクリーンやタブレットに表示することで、言葉だけでは伝わりにくい情報をわかりやすく伝達することができる。

さらに、多言語の翻訳表示に対応しており、発話者の言葉を翻訳して表示する。双方向の翻訳に対応しており、海外の方にも正しく情報を伝達できる。

改正障害者差別解消法の施行や高齢化の加速などの社会環境の変化に柔軟に対応し、誰一人取り残されない共生社会の実現を目指し、より多くの人々のコミュニケーションに役立つソリューションであると理解した。

主な質疑応答

Q 導入に係る準備費用やランニングコストは。

A 令和6年9月より開発事業者からの情報収集やデモ機検証を行い、令和7年2月に導入業務委託契約を結んだ。初期費用は、547,250円で、年間経費は、1年でシステム保守料が198,000円である。

Q 導入効果は。

A 高齢者や外国人住民から「安心してわかりやすく手続きができた」という評価がある。

事務手続きの誤り防止、窓口での手続き時間の短縮、相互の理解促進ができ、ストレスの軽減ができています。

Q 今後の課題は。

A 専門用語や方言の認識精度、スクリーンの文字が周囲に見えてしまうため設置

カウンターでのプライバシー配慮、他部門への展開と利用促進がある。

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和8年7月10日（金）
視 察 先：愛知県岡崎市
視 察 目 的：校内フリースクールF組について
岡崎市概要：

岡崎市は、愛知県の西三河に位置する市。中核市、中枢中核都市に指定されている。徳川家康が生誕した岡崎城の復興天守がある。人口は令和8年6月1日時点で38万214人である。

視 察 内 容

校内フリースクール「F組」を中心とした岡崎市の長期欠席対策の取組について説明を受け、質疑と意見交換を行った。

校内フリースクール「F組」の始まりは、不登校の増加にあり、学校の「適応指導教室」でもいづらさを感じ、学校の中に居場所がなくなってしまうといった実態があった。

民間のフリースクールも増えているが、様々な理由で通えないケースもあり、学校に「フリースクール」をつくるというところから出発した。

登校できない子と捉えるのではなく「特性に応じた学びの場が必要な子」として捉え直すなど、これまでの価値観を大きく変える必要がある。

F組の姿は、学ぶ空間の多様化、学ぶ時間の多様化、学ぶ方法の多様化、学ぶ内容の多様化、多様な特性のある子供たちを理解し、それぞれの子供を支える教師がいることが大事としている。

F組は、玄関から入ってすぐの場所に設置し、足が向かない子供たちがいろいろ話ができるように、くつろげる空間を作っている。

学び(学ぶ時間)は自分で決めるようにする。決められない子には選択肢を示して、決めていくようにする。自分で決めたと思えるような小さな成功体験で自己肯定感や自己調整力を養えるよう工夫している。

また、5教科だけでなく、体育、音楽、美術なども行い、学ぶ内容も子どもの状況に合わせて行っている。ゲームなどを通して仲間との交流を広げたり、コミュニケーションを図る機会を設けている。時には地域の人ともふれ合う機会を持つことで、自発的に他者と関わることができてきた。

中学校F組活用生徒の出席状況（令和7年2月末）では、教室に完全復帰ができた生徒が4.5%、ほぼ皆出席できた生徒が37.4%、週4日の登校（定期）できた生徒が7.8%、週3日の登校（定期）できた生徒が7.3%であり利用者の約6割の生徒で登校状況が改善している。

小学校F組活用生徒の出席状況（令和7年2月末）では、教室に完全復帰ができた生徒が12.7%、ほぼ皆出席できた生徒が43.6%、週4日の登校（定期）できた生徒が16.4%、週3日の登校（定期）できた生徒が7.3%であり、利用者の約8割の生徒で登校状況が改善している。

F組の理念は、適応するのは子供ではなく学校である・多様性を受け入れられる学級・いつでも子供たちを温かく迎える体制・通常学級と同じ、1つの学級として扱う・教室復帰ではなく社会的自立を目指すことである。

F組の設置だけで子供が救えるのではなく、このような理念が浸透していくことで

子供の心理的安全性が担保され、さらに子供を支える教師やスタッフの心の広さや温かさが子供を救っている。

主な質疑応答

Q 教室に行きづらい生徒のうち、F組に通っている生徒の割合は。

A 長期欠席者の総数に対して、7割ぐらいの生徒が通えている。

Q F組に通う生徒の学習の習得や、生徒の進学に関しては。

A 例えば中学2年生ではあるが、小学校段階の学習から入って進めていくこともある。学習するためのテキストは各学校で用意できるので子供の状況によって支援をしている。

進学は、子供たちの特性に合わせてできるだけその子に寄り添った進学先を考えていく。子供の実態に合わせた進学先を選べていれば、そのまま自分の目標に向かって生活している状況がある。

Q 保護者にはどのように受け止められているのか。

A F組に通えるようになった保護者からは保護者会などで、感謝の言葉をいただくことが多くある。

徐々に、F組の考え方は浸透してきており、多くの保護者には受け止められていると思っている。

しかしながら、F組に抵抗感を持たれている保護者も少なからずいるので、引き続き学校や教育委員会への周知を行い、F組の理念の浸透をさらに図っていきたいと考えている。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和8年7月13日（月）

午後0時58分～午後1時35分

開催場所：会議室302

1 播磨町部活動地域展開推進事業・播磨町部活動地域展開支援事業

「危機管理マニュアル」の策定について—生徒輸送安全管理マニュアル—

播磨町部活動地域展開推進事業・播磨町部活動地域展開支援事業「危機管理マニュアル」の策定について—生徒輸送安全管理マニュアル—について所管する地域学校教育課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町では、令和8年度から令和10年度を部活動地域展開完全移行期と位置づけ、令和8年4月1日に「播磨町地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を施行した。今後、必要に応じて、本ガイドラインの加筆・改訂を行っていく予定である。

令和8年5月6日に起こった、新潟県の部活動の生徒輸送中のバス事故を受け、文部科学省やスポーツ庁から部活動の遠征等における安全確保についての通知が発出された。

播磨町においても、クラブ活動を推進していくに当たり、生徒の輸送についてのルールを早急に策定する必要がある、生徒輸送を含めた危機管理マニュアルを策定する。

【主な質疑応答】

Q 地域クラブの危機管理の課題の一つである万が一の事故に備えて、緊急時の連絡体制や対応マニュアルを整備したものなのか。

A 生徒を輸送する場合の原則守るべきことが明示された通知文が国土交通省と文部科学省から発出されている。それに基づいて、今回、生徒輸送を含めた危機管理マニュアルを策定する。

従事している生徒、指導者の安全を最優先に考えた上でマニュアルを策定して、それを遵守して事業運営をしていくという趣旨である。

Q 団体種目など全体での移動や、個人で県大会・全国大会などに行く場合の移動は、現在どのような状況なのか。

A 原則移動については、公共交通機関を利用する。北播磨や西播磨などの施設で開催する大会もある。その場合は、レンタカーを借りる、または、公共みどりナンバーのバスを借りて学校から行く方法を基本としているが、どうしても行けな

い場合は、指導者もしくは保護者が送迎するという、選択をするようになる。

個人の車で送迎する場合は、安全管理チェックシートをクラブ代表者、もしくは運営団体に提示した上で運転するように義務付けも行う予定である。

Q 公共交通機関やバス等を利用する場合、指導者は必ず引率同乗すると書かれている。引率や同乗するのであれば、一定数以上の指導者が必要ではないのか。

A 必ず同乗者 1 名以上と、大きな大会については先行して先に会場に行く者、競技によっては、審判や運営に当たる人も出てくる。

指導者の量の確保についても同時に進めていく必要があると思っている。

Q 練習試合など、自転車で移動することもあると思うが、町内に限るのか、または、町域を越えるのかの想定は。

A 播磨町内の中学校への活動なら朝、自転車を持ってきて、昼からの移動は認めている。

練習試合で近隣市町の近いところであれば認めているが、遠いところなら自転車では難しく、30分程度で移動ができる場所と考えている。

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年7月13日（月）

午後1時47分～午後2時26分

開催場所：会議室302

1 施設の指定管理者の募集について

施設の指定管理者の募集について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町中央公民館は、令和8年度末で現在の指定管理期間が満了になるため、令和9年度からの次期指定管理者の選定を行う。

現在、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会にて、令和10年度からの業務仕様書の内容について検討を行っているところで、令和9年度は非公募にて、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間の管理を委託したいと考えている。

指定管理者については、現在の指定管理者「ニュー☆ハリマ・シミンズシーズ共同事業体」に指定する予定である。

業務内容については、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会にて「令和9年度では、事業の拡大を目的にするのではなく、組織体制の見直しや運営方法を試行する期間と位置付けることが重要である。」との答申があることから、令和9年度の業務内容は令和8年度までの業務内容と同様になっている。

令和8年9月から10月に、第2回の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の審査を行い、11月に指定管理者の選定を行う。

播磨町コミュニティセンター4館（東部、西部、野添、南部）について、令和8年度末で現在の指定管理期間が満了するので、令和9年度からの次期指定管理者の選定を行う。

現在、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会にて、令和10年度からの指定管理期間の業務仕様書の内容について検討を行っており、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会からの提言等を踏まえて、令和9年度は非公募にて、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間の管理を委託したいと考えている。

播磨町総合スポーツ施設（播磨町総合体育館、はりまシーサイドドーム・浜田テニスコート・浜田球場・新島球場・望海公園球場・秋ヶ池運動場・うみえーる広場の8施設）については、令和8年度末で現在の指定管理期間が満了するので、令和9年度からの次期指定管理者の選定を行う。

指定管理期間については「指定管理者の選定手続きガイドライン」の原則どおり、

令和9年4月1日から令和14年3月31日の5年間で、現在の指定管理者「特定非営利活動法人スポーツクラブ21はりま」が良好に施設の指定管理業務を行っていることから、引き続き指定する予定である。

スポーツ施設等の管理運営に係る業務に加えて、スポーツ教室・セミナーなどの開催に関する業務ということで、NPO法人スポーツクラブ21はりまの強みを生かした各種スポーツイベント等を令和9年度以降も担っていただきたい。

【主な質疑応答】

Q 指定管理者として、播磨町中央公民館と各コミュニティセンター、播磨町総合スポーツ施設ともに非公募となっている。播磨町総合スポーツ施設は、5年間の契約になるが、非公募にした考えは。

A 播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書に基づいて、施設の適正な運営を確保するため、公募せずにしている。

播磨町総合スポーツ施設は、町民のスポーツ振興と健康増進を図る主要な施設であり、継続的で安定的な運営が求められる。

Q 条例を見ると原則は公募とあるが、説明で理解はできた。今後条例のあり方も含め、公募するのか、非公募にするのか引き続き検討していくのか。

A 指定管理者の選定に当たっては、公募・非公募について学識経験者や住民の代表者等から構成された指定管理者選定委員会で審議している。

今後も指定管理者選定委員会の議論等を踏まえて、しっかり検討していく。

2 播磨町学童保育所指定管理者の募集について

播磨町学童保育所指定管理者の募集について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

現在の学童保育所の指定管理者は、令和4年4月から令和9年3月までの指定期間のため、次期期間（令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間）の指定管理者を公募する。

対象施設は町立4小学校にある12施設及び長期休業期間中の開所施設である。

業務内容は、学童保育所の運営に関わる業務、学童保育所等の維持管理及び修繕に関する業務等を予定している。

指定管理料については、6億9,610万円を上限として予定している。

遵守すべき関連法規として、こども性暴力防止法に基づいて、「民間教育保育等事業者」に対して行われる「内閣総理大臣の認定」を受けるに準ずる措置を講ずるよう努めることを記載している。

また、作成時の留意事項としては、事業実施に必要な職員を確保するため、支援員

や補助員等の職に応じた適切な給料等を設定し、必要な職員数を確実に確保できると判断した収支予算とすること等を記載している。

以上の形で募集を行う予定である。

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年8月17日(月)

午後1時59分～午後3時07分

開催場所：会議室302

1 電力地産地消事業の進捗状況について

電力地産地消事業の進捗状況について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

電力地産地消事業において「とうばんクリーンエネルギー株式会社」は、エコクリーンピアはりまの余剰電力を加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町の公共施設に安定的に供給し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、エネルギー消費財を地域内に循環させることを目的として令和8年1月22日に設立された。

現在、小売電気事業者として登録するため、資源エネルギー庁や送配電事業者との手続きを進めているが、登録後の直接電力供給ができるまでの期間については、同社のパートナー事業であるパシフィックパワー株式会社が市場調達した電力の供給（取次供給）を行うこととし、令和8年4月より取次供給を実施している。

需要は、主に2市2町の負荷率28%未満の高圧公共施設を対象に、令和8年10月からの電力供給開始を目指し手続きを進めているところであるが、事業者登録が遅れる可能性もあるため、その場合は取次供給の期間を延長し、直接供給開始時期を状況にあわせて変更する。

現時点で、とうばんクリーンエネルギー株式会社の小売電気事業者登録及び各種電力供給準備に遅れが生じている。そのため、今後の電力供給方法の予定として、エコクリーンピアはりまが非バイオマス（非FIT）電力の売却契約をしているミツウロコグリーンエネルギー株式会社との契約期間を令和8年9月末日から11月末日に延長する。このため、とうばんクリーンエネルギー株式会社がエコクリーンピアはりまの電力を調達し、公共施設に電力を供給する時期は早くても令和8年12月からとなる予定である。

とうばんクリーンエネルギー株式会社の小売電気事業者登録及び電力供給準備が整った時点で公共施設への電力の直接供給を行う時期を判断する。

【主な質疑応答】

Q 小売電気事業者登録及び各種電力供給準備に遅れが生じ、2市2町の公共施設への電力供給は早くても12月からとなる。なぜ2カ月の遅れが生じたのか。

A 小売電気事業者登録を申請している事業者数が多く、資源エネルギー庁にて審

査しているが、毎月の審査数にも限界があり、資料を提出していても審査に至るまでに時間がかかっているためである。

Q 本町では、電力の直接供給予定施設を19施設としているが対象施設は。

A 役場第1庁舎、第2庁舎、総合福祉センター、ゆうあいプラザ、小学校4校、中学校2校、蓮池幼稚園、図書館、総合体育館、浜田球場、シーサイドドーム、中央公民館、南部コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、野添コミュニティセンターである。東部コミュニティセンターについては、令和8年3月に竣工しており、どの程度電気を使用するか見通しが立っていないため、供給対象にはなっていない。

Q 株主の中に2市2町と、但陽信用金庫、兵庫南農業協同組合と金融機関が入っている。配当金など契約はどうなっているのか。

A 会社の定款に、株主ごとに異なる取り扱いを行うと記載されており、配当の権利については、但陽信用金庫、兵庫南農業協同組合のみ与えることができ、その他の自治体については権利がないとしている。

2 蓮池小学校学童保育所新築工事

蓮池小学校学童保育所新築工事について、所管するこども課より説明を受けた。

【説明の概要】

蓮池小学校学童保育所新築工事については、令和8年4月14日の厚生教育常任委員協議会において説明を行い、令和8年6月定例会で工事費の補正予算を承認いただいた。

令和8年8月3日に入札公告を行い、8月21日に開札予定である。工事請負契約締結について令和8年9月定例会において議案を提出する予定としている。

工事の期間は契約締結の翌日から、令和9年3月31日までとする。

3 物価高騰対応中高生世代応援給付金事業について

物価高騰対応中高生世代応援給付金事業について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

国の補正予算による、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する。令和8年9月定例会において補正予算として計上する予定である。

物価高騰の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、教育費などの負担が

大きい中高生世代の子供を養育する世帯を経済的に支援する観点から、中高生世代を養育する世帯に対し、中高生世代の子供1人当たり6、000円を支給するものである。

令和8年9月1日の基準日時点で、町内に住所地を有する中高生世代の子供の保護者が対象となる。

給付額は、対象となる中高生世代の子供1人当たり6、000円を予定しており、令和8年10月下旬頃に児童手当等の受給口座を利用したプッシュ型での給付を予定している。

【主な質疑応答】

- Q 保護者が対象者になっているが、中高生世代であっても人によっては独立している方もいるかもしれない。その場合の対応を考えているのか。
- A 住民基本台帳から年齢による抽出を行い、対象となる中高生世代の子供を漏れなく把握できるように務める。一人暮らしをされている方については、個別で年齢抽出を行い対応していきたい。